

横須賀市就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 義務教育の円滑な運営を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づく、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助費の交付については、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 就学援助費の交付を受けることができる者は、市立小学校又は市立中学校に在籍する児童又は生徒の保護者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下単に「要保護者」という。）及び要保護者に準ずる程度に生活が困窮しているとして、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「準要保護者」という。）とする。

(1) 前年の世帯の所得が、平成30年厚生労働省告示第167号（生活保護法による保護の基準の一部を改正する件）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算定した年間の基準生活費の1.5倍以内である者

(2) 当該年度又はその前年度において、次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法に基づく教育扶助を停止され、又は廃止された者
- イ 世帯員全員の市町村民税が非課税とされ、又は減免された者
- ウ 個人事業税を減免された者
- エ 固定資産税を減免された者
- オ 国民年金の保険料を免除された者
- カ 国民健康保険の保険料を減免され、又は徴収の猶予をされた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者

(3) 職業安定所登録日雇労働者である者

(4) 収入の不安定等により生活状態が悪く、当該世帯の児童及び生徒に対する就学援助費の交付の必要性があるものとして、校長及び教育委員会が認めた者

(5) 前各号に定めるほか、特に就学援助費の交付が必要であると教育委員会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、就学援助費のうち小学校入学準備金の交付を受けることができる者は、法第17条第1項の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）の第1学年への入

学を予定している未就学児童であつて市内に住所を有する者の保護者のうち、市内に住所を有し、前項第2号中「当該年度又はその前年度」とあるのは「第4条の申請時」と、同項第4号中「校長及び教育委員会」とあるのは「教育委員会」と読み替えて同項の規定を適用する場合において準要保護者に該当するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項の児童及び生徒並びに前項の未就学児童以外の者であつて前2項の保護者と生計を一にするものが要保護者及び準要保護者のいずれにも該当しない場合は、当該保護者は、就学援助費の交付を受けることができないものとする。

(援助費目及び額)

第3条 就学援助費の費目及びその額は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 就学援助費の交付を受けようとする者は、校長を経由して（就学援助費のうち小学校入学準備金の交付を受けようとする者にあつては、直接）、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（以下単に「申請書」という。）を、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 電話番号

(4) 就学援助費の交付に係る児童又は生徒の氏名

(5) 家族の状況

(6) 申請理由

- 2 申請書には、第2条（第4号の要件を理由とする場合を除く。）に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

(校長の副申)

第5条 校長は、第2条第4号の要件を理由とする申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、副申書を申請書に添えて副申しなければならない。

(決定)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請があつた場合はその内容を審査し、就学援助費の交付の適否を決定し、申請をした者に通知するものとする。

(取消し)

第7条 就学援助費の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当す

るときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(2) 就学援助費を他の用途に使用したとき。

(返還)

第8条 前条の規定により就学援助費の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就学援助費が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(届出)

第9条 就学援助費の交付の決定を受けた者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を校長を経由して（就学援助費のうち小学校入学準備金の交付の決定を受けた者にあつては、直接）教育委員会に届け出なければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

費 目	対 象 区 分			額
学用品費等	準要保護者	小学校	１年	13,230円 (6,615円)
			２年～ ６年	15,500円 (7,750円)
		中学校	１年	25,040円 (12,520円)
			２年・ ３年	27,310円 (13,655円)
新入学児童生徒学用品費等	準要保護者のうち、小学校入学準備金の交付を受けておらず、かつ、他の自治体から新入学児童生徒学用品費等に相当する交付又は小学校入学準備金に相当する交付を受けていないもの	小学校	１年	57,060円

	準要保護者のうち、新入学児童生徒学用品費等準備金の交付を受けておらず、かつ、他の自治体から新入学児童生徒学用品費等に相当する交付又は新入学児童生徒学用品費等準備金に相当する交付を受けていないもの	中学校	1 年	63,000円
小学校入学準備金	準要保護者のうち、他の自治体から小学校入学準備金に相当する交付を受けていないもの	小学校等	入学前	57,060円
新入学児童生徒学用品費等準備金	準要保護者のうち、他の自治体から新入学児童生徒学用品費等準備金に相当する交付を受けていないもの	小学校	6 年	63,000円
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	準要保護者	小学校	実費相当額（3,690円を限度とする。）	
		中学校	実費相当額（6,210円を限度とする。）	
学校給食費		小学校	実費相当額	
		中学校	実費相当額	

体育実技用具費		中学校	(柔道) 7,650円 (剣道) 52,900円
修学旅行費	要保護者及び 準要保護者	小学校6年・中学校3年	実費相当額
学校病医療費		小学校・中学校	実費相当額
日本スポーツ振興センター 共済掛金		小学校・中学校	実費相当額

備考 学用品費等の項の()内の額は、第2条第1号に該当する者のうち、前年の世帯の所得が、生活保護法による保護の基準に基づき算定した年間の基準生活費の1.3倍から1.5倍までの間であるものに適用する。